

# 中 期 経 営 計 画

【 平成 2 6 年度～平成 3 0 年度 】

平 成 2 6 年 3 月

社会福祉法人 山口県社会福祉事業団

# 目次

<b>中期経営計画の策定に当たって</b> .....	1
1 策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	2
3 計画期間 .....	2
4 計画の着実な推進 .....	2
<b>I 経営の基盤づくり</b> .....	3
1 経営理念等の徹底及び経営の透明性の確保 .....	3
2 経営体制の強化 .....	4
3 財務基盤の強化 .....	7
4 サービス向上を担う人材の確保と育成 .....	8
5 法令等の遵守及び安全の確保 .....	11
6 職員の福利厚生及び健康管理 .....	12
<b>II 選ばれる施設づくり</b> .....	14
◎ 施設運営の基本的考え方 .....	14
1 特別養護老人ホーム【灘海園・伊保庄園・オアシスはぎ園】 .....	14
2 障害者支援施設【たちばな園・華南園】 .....	16
3 福祉型障害児入所施設・障害者支援施設【華の浦学園 .....	17
4 福祉型障害児入所施設【このみ園】 .....	18
5 情緒障害児短期治療施設【山口県みほり学園】 .....	19
6 児童厚生施設【山口県児童センター】 .....	19
7 【ゆ〜あいプラザ 山口県社会福祉会館】 .....	19
◎ サービス提供の基本方針 .....	20
1 利用者本位のサービス提供 .....	20
2 サービスの質の確保・向上 .....	21
3 利用者の安全確保とリスク対策 .....	23
<b>III 地域とともに歩む施設づくり</b> .....	25
1 地域福祉の拠点としての役割の発揮 .....	25
2 地域交流・施設開放の推進 .....	26

## 1 策定の趣旨

- 山口県社会福祉事業団は、昭和47年5月に、県立の社会福祉施設を管理運営することを目的に設立され、以来、時代やニーズの変化にも対応しながら、高齢者や障害者等の福祉の向上に向けて、適切な施設運営や事業実施に努めてきた。
- そうした中、平成12年の介護保険制度の導入等を背景に、当事業団は「県立施設の受託経営」から「自立的経営」へと大きく舵を切ることが求められるようになった。  
そのため、平成14年度には、基本理念「その人らしさを大切に」を設定するとともに、給与制度の抜本的な見直しなど経営改善に着手した。また、在宅サービス分野での取組を本格化することとし、平成14年度に当時の「山口県伊保庄園」に居宅介護支援事業所と訪問介護ステーションを開設、平成15年度から平成16年度にかけては当時の「山口県はぎ園」に居宅介護支援事業所、デイサービスセンター、グループホームを相次いで開設した。これらの取組を経て、平成17年4月には、特別養護老人ホーム3施設が県から当事業団に移管された。
- こうした中、当事業団としては、自立的経営に向けた取組を一層進めるため、平成19年度の「経営改善計画（平成20年度～平成26年度）」の策定に続き、平成20年度に「中期経営計画（平成21年度～平成25年度）」（以下、「旧計画」という。）を策定し、サービスの拡充や更なる経営改善等に取り組んできた。  
旧計画の期間中の主な取組としては、平成23年4月に県から障害者（児）関係3施設の移管を受けたこと、平成24年4月に県から新築なった障害児入所施設「このみ園」の移管を受けたこと、平成23年度・24年度に特別養護老人ホーム「灘海園」の移転新築工事を遂行し、平成25年4月に全室個室・ユニットケア方式の新型特養として運営開始したことが挙げられる。  
また、この間、「伊保庄園」でのデイサービスセンターの開設、新しい「灘海園」でのデイサービスセンター及び訪問介護ステーションの開設、「華の浦学園」での児童（放課後等）デイサービスセンターの開設、さらには「たちばな園」及び「華南園」での相談支援事業の開始など、在宅サービスの拡充に積極的に取り組んできた。
- このように、平成21年度以降今日まで、旧計画に基づく取組を着実に進めてきたところであるが、その計画期間が平成25年度をもって終了することとなる。  
このため、旧計画に基づく取組の実績について検証するとともに、社会保障制度改革等に向けた国の動向（社会福祉法人による地域貢献の推進、地域包括ケアシステムの構築、障害者の地域移行の一層の促進等）や県の各種計画の推進状況、利用者や地域社会のニーズの変化など、当事業団を巡る環境の変化を踏まえ、平成26年度以降の当事業団の経営の指針となる新たな計画を策定するものである。

○ 今後は、この計画に基づき、“その人らしさを大切に”の基本理念の下、

- ◆ 利用者の立場に立った“選ばれる施設づくり”
- ◆ 地域から信頼される“地域とともに歩む施設づくり”
- ◆ 自立的経営を目指す“経営の基盤づくり”

の三つの基本目標に沿って、「質の高いサービスの提供」と「自立的経営の確立」を目指した取組を一層推進していくこととする。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、当事業団経営の行動計画として定めるものである。

このため、この計画では、法人本部及び各施設の取組について三つの基本目標ごとに具体的に記載するとともに、特に、計画期間中における「新規・拡充の取組」を明記し、また、できる限り多くの数値目標を設定した。

## 3 計画期間

この計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とする。

なお、計画期間中においても、国における制度改正や報酬改定、県における諸計画の見直し、福祉ニーズの変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

## 4 計画の着実な推進

この計画の着実な推進を図るため、各年度の事業計画については、この計画に基づき策定することとし、また、この計画に掲げる取組内容や数値目標についての前年度の実績を踏まえ、実効性あるものとして策定する。

# I 経営の基盤づくり

当事業団が、「自立的経営の時代」にあって、基本目標に掲げる「選ばれる施設づくり」、「地域とともに歩む施設づくり」を着実に進めるためには、そうした取組を支える上での基本目標である「経営の基盤づくり」を推進することが極めて重要である。

このため、「経営理念等の徹底及び経営の透明性の確保」、「経営体制の強化」、「財務基盤の強化」など6分野にわたり、当事業団の経営基盤を強化する取組を進める。

## 1 経営理念等の徹底及び経営の透明性の確保

### (1) 経営理念・経営方針等の徹底

全ての職員に対して、当事業団の基本理念“その人らしさを大切に”や三つの基本目標、中期経営計画、年度毎の事業計画・予算等について、各種会議や研修等を通じて周知徹底を図る。

各職員は、こうした基本理念等を念頭に置いて、利用者に対するサービスの提供など日々の業務を遂行する。

### (2) 経営情報の積極的な公開

社会福祉法人としての経営の透明性を確保し、公正で開かれた事業運営に資するため、今後とも、定款、中期経営計画、年度毎の事業計画及び事業報告、財務諸表、役員及び評議員の名簿等について、当事業団のホームページや広報誌「事業団だより」、更には全国社会福祉法人経営者協議会のホームページ等を通じて積極的に公開する。

### (3) 広報活動の推進

○ 利用者、家族をはじめ広く県民等からの理解を得るため、当事業団の基本理念や事業内容、各施設の運営状況等について、ホームページや「事業団だより」、各施設の広報誌等を通じて広報する。

特に、ホームページについては、各施設の広報担当で構成する検討チームを早期に設置し、施設の運営状況についての創意工夫による分かりやすくタイムリーな情報提供など、内容充実のための取組を進める。

また、車両用マグネットシートの活用など、効果的なPR方法について検討し、可能なものから実施する。

○ 福祉・介護サービスの利用を希望する方々の適切な選択に資するため、「介護サービス情報公表制度」、「グループホームの外部評価制度」、「福祉サービス第三者評価制度」等を活用して、各施設のサービス提供体制やサービス内容等について、積極的に公表する。

## 新規・拡充の取組

- 拡 ホームページ検討チームを設置し、内容を充実
- 新 車両用マグネットシート等によるPRの取組を推進

## 2 経営体制の強化

### (1) 施設の改築・改修と新たな事業の展開

当事業団の経営体制の強化を図るため、より質の高いサービスを提供できる、ハード・ソフト両面からの取組を進めることとする。

- 現在、当事業団の設置・経営施設のうち、既に改築整備が完了した「灘海園」及び「このみ園」（県による改築）以外の施設は、いずれも老朽化が進んでおり、利用者の快適な環境の確保や働きやすい職場づくりの観点に立って、全面的な改築や改修に取り組むことが大きな課題となっている。

このため、改築については、優先度や整備内容、所要経費等を総合的に検討の上、計画的に取り組むこととし、とりわけ緊急性の高い「華の浦学園」については、この計画における最重点の取組として、平成28年度・平成29年度に実施する。

また、「華南園」については、今後策定する事業団全体の「中長期の収支見通し」を踏まえ、この計画の期間中に改築の基本方向を決定する。

さらに、「伊保庄園」及び「オアシスはぎ園」については、できる限り早期に居住棟のリビング機能等の充実のための改修を行うこととし、「たちばな園」については、相談支援の充実に向け、独立した事業所として平成26年度に整備する。

- ・華の浦学園（築41年）
- ・華南園（築40年）
- ・伊保庄園（築37年）
- ・たちばな園（築36年）
- ・オアシスはぎ園（築34年）

- 県立施設「山口県みほり学園」については、指定管理者制度により当事業団が運営しているが、改築については、県の主体的な対応が必要であることから、計画期間中の早期に、改築内容等についての当事業団の考え方を検討・整理し、県に対し所要の働きかけを行う。

また、県の施策として設置された「山口県児童センター」及び「山口県社会福祉会館」の老朽化対策については、県の主体的な対応が必要であり、特に、児童センターのプラネタリウム及び空調設備は老朽化が著しいことから、できる限り早期の改修等について働きかけを行う。

- ・山口県みほり学園（築41年）：県立施設、事業団の指定管理
- ・山口県児童センター（築32年）：県内唯一の児童健全育成の拠点施設
- ・山口県社会福祉会館（築38年）：県内唯一の社会福祉の拠点施設

- また、在宅の高齢者や障害者の増大し多様化するニーズに対応するため、地域の実情を踏まえつつ、在宅サービスの新規展開や拡充に積極的に取り組むこととする。

具体的には、特別養護老人ホームにおいて、いわゆる在宅福祉三本柱（短期入所、通所介護、訪問介護）やグループホーム等を完備する体制の整備を進めるとともに、障害者（児）関係施設においては、「地域生活への移行」を支援するためのグループホームの整備や、放課後等デイサービス及び相談支援事業の拡充等に取り組む。

### 《施設別の新規・拡充の取組》

施設種別・施設名	新規・拡充の取組
特別養護老人ホーム	
灘海園	<b>拡</b> デイサービスセンターの定員増 （現在15人→H26:20人→計画期間中早期:30人） <b>新</b> グループホーム（又は小規模多機能事業所）を創設
伊保庄園	<b>拡</b> デイサービスセンターの定員増 （現在15人→計画期間中早期:20人） <b>拡</b> 居住棟のリビング機能、ターミナルケア等の充実のための改修
オアシスはぎ園	<b>新</b> 訪問介護ステーションを創設 <b>拡</b> 居住棟のリビング機能、ターミナルケア等の充実のための改修
障害者（児）関係施設	
たちばな園	<b>拡</b> 特定相談支援事業所→相談支援事業所（H26） （独立事業所を整備、対象を障害児に拡大） <b>新</b> グループホームの創設及び生活介護の定員増を検討
華南園	<b>拡</b> 相談支援事業所の体制強化（H26） <b>新</b> 改築の基本方向（障害者支援施設、グループホーム、居宅介護等）を決定
華の浦学園	<b>新</b> 児・者併設施設として改築整備（H28～H29） 障害児入所施設：定員15～20人 障害者支援施設：定員30～35人 *生活介護、短期入所、放課後等デイ・児童発達支援 <b>新</b> グループホームの創設を検討

このみ園	<b>新</b> 放課後等デイサービスセンター・児童発達支援事業所を創設（H26.7事業開始、定員10人）
------	---

(2) 組織体制の整備と職員の適正配置

- 質の高いサービスを効果的・効率的に提供するため、事業の新規展開や拡充に当たっては、必要となる組織体制を整備するとともに、既存の組織についても、適宜、業務内容や勤務体制等について必要な見直しを行う。

また、調理業務については、既に「このみ園」と「華南園」で外部委託しているところであり、他の施設についても、「このみ園」等での実績を踏まえ、委託のメリット・デメリットや円滑な移行のための条件整備等について検討し、可能な施設から順次、外部委託への移行を進める。

- 「自立的経営」の確立に向けて安定的かつ効率的な経営を進めるため、事務局・各施設毎に真に必要と認められる職種及び人員について適正な職員配置を行うこととする。

また、職員の定数管理に当たっては、各組織の業務量等を的確に把握し、正規職員の計画的採用、退職職員の再雇用制度や嘱託職員制度の活用等により、適切に対応する。

新規・拡充の取組
<b>拡</b> 調理業務の外部委託の推進（可能な施設から順次移行）

(3) PDCAサイクルによる業務改善

ケアプラン、個別支援計画等に基づく利用者へのサービス提供や、各種マニュアル等に基づく様々な業務の遂行に当たっては、PDCAサイクルによるマネジメントを行い、サービスの質の向上、業務の効率化やコスト削減など、業務全般にわたる改善に努める。

※ PDCA：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）

(4) 職員提案制度の実施

職員一人ひとりが、事業団経営や利用者本位のサービス提供等に関して自由に意見等を述べることができる「職員提案制度」を創設・実施し、事業団の経営の改善やサービスの質の向上につなげる。

新規・拡充の取組
<b>新</b> 職員提案制度の創設



#### (5) 情報の収集と有効活用

各年度の事業計画の策定や業務の改善等に資するため、平成25年度に再構築したパソコンシステムの活用により、事務局及び各施設において国や県・市町、関係団体等の情報を収集し、迅速な情報の交換や共有化、業務の効率化を進める。

### 3 財務基盤の強化

#### (1) 施設改築やサービス拡充のための財源確保

今後、この計画に基づく施設の改築・改修や新たな事業の展開を着実に進めるためには、必要となる財源の確保が不可欠であり、これまでの実績も踏まえ、引き続き、稼働率向上等による収入増やコスト削減などにより、「特別積立金」の増額を図ることとする。

また、施設の改築等に当たっては、できる限り国・県や民間団体の助成制度を活用するとともに、必要に応じて「福祉医療機構」等からの資金の借入れを検討する。

#### 【数値目標】

◆ 特別積立金の積立額：毎年度150百万円以上

(参考) H21～H24の平均積立額：218百万円

#### (2) 適切な予算管理及び適正な会計処理

○ 自立的経営の確立に向けて財務基盤を強化するため、稼働率の向上やサービスの拡充による収入増及び業務の効率化等による支出削減を基本として毎年度の予算を編成するとともに、毎月の試算表により予算執行状況を把握し、適正な執行に努める。

○ 平成26年度から「新会計基準」に移行することとしており、新しい財務ソフトによる適正な会計処理に努めるとともに、監事（公認会計士）による監査や指導の内容を踏まえ、必要な改善を図るなど、社会福祉法人としての会計処理の信頼性を更に高めていく。

#### (3) 業務の簡素・効率化によるコスト削減

○ 各種会議や研修会等において職員に対しコスト意識を周知徹底するとともに、適切な予算管理の下、コスト節減の進捗状況を点検・把握し、適宜、節減方法の見直しを図っていく。

○ また、「エコアクションプラン」（平成26年度当初に見直し予定）に基づく温室効果ガス排出量削減の取組を通じて、一層のコスト削減に努める。

○ 業務の流れやサービスの内容・方法について随時検証し、必要なものについては、効率化に向け早期改善に取り組む。

#### (4) 省資源・省エネ等環境保全への対応

環境への負担の軽減と環境保全意識の向上を図るため、「エコアクションプラン」に掲げる数値目標の達成に向けて、同プランに定める水道使用量や電気使用量の削減などの具体的取組を進める。

##### 【数値目標】

- ◆ 温室効果ガス排出量：H25実績の5%減  
(参考) H24実績：2,245千Kg-CO2

#### (5) 安全性と有利性を考慮した資金運用

資金の運用に当たっては、安全性を基本とする一方、有利性も考慮し、特に、退職給与積立金及び特別積立金については、金利動向を踏まえつつ、資金収支等を見極めながら、定期預金や国債等により運用する。

## 4 サービス向上を担う人材の確保と育成

### (1) 専門性の高い人材の確保

- 「福祉は人なり」という言葉がある。当事業団の経営やサービスを担う専門性の高い人材の確保を図ることが重要であることから、多様化・高度化するニーズに対応できるよう、事務職、理学療法士等の専門職の採用を進める。
- 正規職員の採用試験は引き続き競争試験によることとし、ハローワーク、福祉・医療関係団体、福祉系大学や専門学校等に幅広く「受験案内」を配布するなど、効果的な職員募集に努める。
- 大学や専門学校等からの実習生の受入れについては、福祉人材の育成という社会貢献の観点に立って、今後とも、実習指導者の育成・確保など受入れ体制の整備を図り、積極的な受入れに取り組む。

#### 新規・拡充の取組

- 新** 正規職員として事務職を採用
- 新** 正規職員として理学療法士、作業療法士等を採用し特養3施設に配置

### (2) 各種研修の充実等による職員の資質向上

- 自立的経営を進める上で必要な使命感や能力、更には質の高いサービスの提供に必要な専門的な知識・技術を持った職員を育成するため、「事業団職員研修実施要綱」に基づき、本部研修、施設研修及び自己啓発研修を総合的に実施する。

そのうち、本部研修については、階層別研修においてグループ討議を導入するなど効果的な研修に努めるとともに、セミナー研修の発表内容のレベルアップに向けた取組を進める。

また、施設研修については、施設内での各種研修の拡充に努めるとともに、より高い専門性や幅広い知識の習得に向け、全国研修や関係団体による研修への参加機会の拡大を図る。

さらに、自己啓発研修に位置付けている海外視察研修についても、職員の積極的な参加を支援していく。

- 職員の職務遂行能力の向上を図るためには、各種研修の受講に加え、各所属における OJT を積極的に展開することが有効であることから、特に、新任職員に対しては、平成25年度から本格実施しているチューター制度の効果的な運用を図る。

また、特定業務嘱託職員や非常勤職員については、各所属において、OJT を効果的に行う体制づくり（育成計画の作成、職務の割当て、指導者（コーチ）の割当て、職場の風土づくり等）を行い、職務遂行能力の確保・向上を図る

- 当事業団においては、事務局や9箇所の経営施設が県内に点在していることから、「事業団への帰属意識や専門性を高め合う」という観点に立って、職種別・階層別の「情報交換会」の関係施設持ち回りでの開催や、法人本部職員と施設職員の意見交換会など、様々な形での職員交流・意見交換の機会を更に拡大する。

- 職員の資質向上を図る上では、会議の場の活用も有効であることから、自立的経営の考え方、本計画の内容や年度毎の事業計画・予算等について、各種会議を通じて周知徹底を図る。

また、人事異動や人材の登用についても、適材適所の考え方に立つことはもとより、職員を文字どおり「人財」として育てること、職場の活性化を図ることなど、幅広い視野に立って進める。

新規・拡充の取組
<ul style="list-style-type: none"><li>☐ 「事業団職員研修実施要綱」に基づく研修の充実<ul style="list-style-type: none"><li>・階層別研修等の充実、セミナー研修のレベルアップ</li><li>・各施設で実施する各種研修の拡充</li></ul></li><li>☐ 職種別・階層別の「情報交換会」の開催</li><li>☐ 法人本部職員と施設職員の意見交換会の開催</li></ul>

### (3) 資格取得等に対する支援

職員の能力・資質の向上を図るとともに、自立的経営やサービスの質の向上に資するため、引き続き、「資格取得等助成要領」等に基づき、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、看護師等の資格取得に必要な経費（受講料、交通費等）の一部を助成するとともに、適宜、必要な見直しを行い、制度の改善を図る。

新規・拡充の取組
<ul style="list-style-type: none"><li>☐ 資格取得等助成制度の改善</li></ul>

**【数値目標】**

◆ 資格取得者数：H25実績の20%増

・介護支援専門員 51人 → 62人

・社会福祉士 37人 → 45人

・介護福祉士 152人 → 183人

(4) 人事考課制度の実施

人事考課は人材育成の重要な手段の一つであるという考え方の下、平成23年度から本格実施しており、今後とも、適正で公平な、客観性ある制度として運用し、必要に応じて見直しを行う。

- 能力考課については、人材育成や適切な人事配置等に資するため、今後とも、主任級以上の職員について「能力考課実施要領」に基づき実施し、一般職員については、当面、試行を継続し、本格実施について検討する。
- 成績考課については、管理職員の成果責任の明確化と効率的なマネジメントに資するため、「成績考課実施要領」に基づき、課長級以上の職員について実施しており、今後とも、継続実施する。

(5) 職員の処遇改善

職員の処遇は、働きやすく魅力ある職場づくりの推進や人材の確保を図る上で重要であり、介護報酬等の改定状況、中長期的な収支や施設改築等のための財源確保の見直し等を踏まえ、必要に応じて給与等の改善を図ることとする。

- 正規職員の給与については、初任給格付けの見直しを図るとともに、国の人事院勧告の内容等を踏まえ、必要な改善を図ることとする。

また、リーダー手当の拡充を図るとともに、福祉職については、専門性向上の観点から新たに「資格手当」を創設する。

- 再雇用職員及び特定業務嘱託職員の報酬等の改善を図るとともに、非常勤職員の賃金等については、正規職員の給与の状況を踏まえて必要な見直しを行う。

新規・拡充の取組

☒ 正規職員の初任給格付けの見直し等

☒ リーダー手当の拡充、福祉職を対象とした「資格手当」の創設

☒ 再雇用職員及び特定業務嘱託職員の報酬等の改善

(6) 障害者雇用の推進

当事業団では、平成26年3月1日現在、11名の障害者を雇用（H21：3名）しており、今後とも、障害者職業訓練の受託やトライアル雇用奨励金等の活用も図りながら、「障害者雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率の達成に努める。

**【数値目標】**

◆ 法定雇用率（2.0％）の達成

## 5 法令等の遵守及び安全の確保

### (1) コンプライアンスの徹底

社会福祉法人としての公益性や透明性の確保、適正な事業経営等が求められる中、施設運営や業務の遂行に当たっては、全ての職員が、関係法令を遵守することはもとより、当事業団の「職員行動規範」、「職員倫理規程」、「公益通報者保護規程」等を遵守することが必要である。

このため、今後とも、各種会議や研修等を通じてコンプライアンスの徹底について周知を図るとともに、関係団体の主催による研修にも積極的に参加するなど、多様な取組を進める。

### (2) 非常災害時等における対策の充実

豪雨、台風、地震、津波等の自然災害や火災、感染症の蔓延などの非常時における対策に万全を期すため、「消防・防災計画」や各種の「感染症マニュアル」を必要に応じて見直すとともに、各施設別の事業継続計画（BCP）の策定や、各地域内の社会福祉施設間での相互応援協定の締結に積極的に取り組む。

また、非常災害等に際しては、平成24年1月に制定した「非常災害時等における事業団施設間相互支援実施要領」に基づき、迅速かつ的確な対応を図る。

#### 新規・拡充の取組

- 拡 「インフルエンザ感染予防・対策マニュアル」等の見直し
- 新 各施設別の事業継続計画（BCP）の策定
- 拡 各地域での災害時等における相互応援協定の締結

### (3) 個人情報保護の徹底

今後とも、個人情報の保護に関する法令等の遵守はもとより、独自に制定している「個人情報保護規程」や各施設の関係規程等に基づき、事業団が実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めていくこととし、引き続き、各種会議や研修等を通じて職員に対し周知徹底を図る。

### (4) インターネット利用と情報セキュリティ

平成25年度のパソコンシステムの再構築に伴い、インターネットへの接続が可能なパソコンを大幅に増やしたところであり、今後とも、国や県・市町、関係団体等の情報を迅速に収集し、様々な業務を進める上で有効活用を図っていく。

また、インターネット利用に際しては、ウィルス対策ソフトを常時更新するなど、情報セキュリティの確保に努める。

## 6 職員の福利厚生及び健康管理

### (1) 福利厚生事業の推進

- 福利厚生の充実は、働きやすく魅力ある職場づくりを進める上からも重要であることから、当事業団の「職員互助会」では、各種の祝い金・見舞金の給付、グループ活動に対する助成及び体育・文化活動事業に取り組んでおり、今後とも、必要な見直しを行いながら、諸事業を継続的に実施する。
- また、「福利厚生センター（ソウェルクラブ）」や「山口県健康福祉財団」に引き続き加盟し、職員の積極的な制度利用を促進する。

- ◆「ソウェルクラブ」の事業  
健康生活用品の給付、記念品・祝い品の贈呈、生活習慣病予防健診費助成、クラブ・サークル活動助成、各種講習会、海外研修…など
- ◆「山口県健康福祉財団」の事業  
慶弔費等の給付、人間ドック等の補助、生活資金の貸付、会員交流事業…など

### (2) 健康診断の受診の徹底及び年次休暇等の取得促進

- 当事業団の「職員健康診断実施要領」等に基づき、毎年度全ての職員を対象として実施する定期健康診断、夜間業務従事者を対象とする特別健康診断、女性職員を対象とする婦人科検診等を受診するよう、周知徹底する。  
各職員は、これらの健康診断等の結果を踏まえて、一層の健康管理に努めるものとする。  
また、各所属長は、これらの健康診断等で精密検査や治療が必要と診断された職員に対して、必要な指導や業務上の配慮をするものとする。
- 年次休暇、夏期厚生計画、リフレッシュ休暇等の取得率の低い施設等については、取得促進に向けた取組を進めるよう、施設長会議等を通じて徹底を図る。  
また、必要に応じて育児休業制度や介護休業制度等が活用されるよう、該当職員に対し周知を図る。

### (3) メンタルヘルスケア等の充実

- 各所属において、所属長、課長等は、日常業務の中で職員のメンタルヘルスに配慮するとともに、メンタルヘルスに関する職員研修会を積極的に開催するなど、対策の充実に努める。  
また、病休等からの職場復帰を目指す職員については、各所属において、実情を踏まえた「職場復帰支援プログラム」を作成し、必要な支援を行うこととする。
- 職員が不安や悩みなどについて専門機関に気軽に相談できるよう、引き続き、「職員相談事業」を実施するとともに、職員に対し様々な機会に周知徹底を図る。  
併せて、ソウェルクラブや山口県健康福祉財団等が実施する健康増進のための事業やメンタルヘルスに関する講習会・相談事業などの利用を促進する。

- また、当事業団の「セクシャルハラスメント防止に関する規程」に基づき、必要な対応をとるとともに、パワーハラスメントの防止についても、各種会議等を通じて周知徹底を図る。

新規・拡充の取組

☒ 各施設においてメンタルヘルスに関する研修会を積極的に開催

【数値目標】

◆ メンタルヘルス研修会の開催回数：各施設年1回以上

## Ⅱ 選ばれる施設づくり

当事業団の基本目標である「選ばれる施設づくり」を推進するため、施設種別毎の「施設運営の基本的考え方」に沿って適切な運営を図るとともに、「サービス提供の基本方針」として、「利用者本位のサービス提供」、「サービスの質の確保・向上」、「利用者の安全確保とリスク対策」を掲げ、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に努める。

### ◎ 施設運営の基本的考え方

#### 1 特別養護老人ホーム【灘海園・伊保庄園・オアシスはぎ園】

- 高齢者が、その心身の状況に応じて、自ら選択して適切な在宅サービスや施設サービスを利用しながら、できる限り住み慣れた家庭や地域又は身近な施設で生活できるよう、“その人らしさを大切に”の基本理念の下、満足度の向上を目指した質の高いサービスを提供するとともに、利用者の安心・安全の確保に努める。
- また、高齢者福祉の向上に更に貢献できるよう、今後、各施設とも、いわゆる在宅福祉三本柱（短期入所、通所介護、訪問介護）やグループホーム等を完備する体制の整備に向けた取組を進める。
- さらに、今後、全国的に推進される「地域包括ケアシステムの構築」に向けては、当事業団の3施設も、岩国・柳井・萩圏域の中で、市町や関係機関・団体等との連携を一層強化し、施設サービスや多様な在宅サービスの質の向上に努め、高齢者サービスの拠点としての役割を果たしていく。

#### 《施設サービス》

- 「灘海園」においては、平成25年度にスタートしたユニットケアの質の向上を図る取組を更に進めることとし、「伊保庄園」及び「オアシスはぎ園」においては、ハード面での環境が未整備な中、「灘海園」での実践も参考としながら、引き続き、ユニットケアに準じたケアを基本としたサービスの提供に努める。
- 「伊保庄園」及び「オアシスはぎ園」については、全面的な改築を将来の重要課題として見据えつつ、当面、現在の建物での運営を継続することとするが、ケアの充実のための居住棟のリビング機能（共有スペース）の改修や、ターミナルケアの充実のための改修など、具体的な対応策について検討し、できる限り早期に実施する。

#### 《在宅サービス》

- 3施設に併設する居宅介護支援事業所において、今後とも、地域の関係事業者等との連携の下、地域の高齢者等からの様々な相談に応じ、適切なケアマネジメントを実施する。



- 「灘海園」と「伊保庄園」の通所介護については、ニーズの増加を踏まえ、早期に定員増を図ることとする。なお、平成27年度の制度改正における予防給付の見直しに対しては、その内容を見極めつつ、3施設とも、適宜、適切な対応を図っていく。
- また、訪問介護については、唯一未実施である「オアシスはぎ園」において、できる限り早期に訪問介護ステーションを開設する。
- さらに、「灘海園」においては、事業団で2箇所目となるグループホーム（又は小規模多機能事業所）の早期創設に向けて検討を進める。

### ① 灘海園

新規・拡充の取組（再掲）
<p><b>拡</b> デイサービスセンターの定員増 （現在15人→H26:20人→計画期間中早期:30人）</p> <p><b>新</b> グループホーム（又は小規模多機能事業所）を創設</p>

<b>【数値目標】</b>
<p>◆ 特 養(定員100人):稼働率96,2%(H21~H24の平均) ➡ 97%</p> <p>◆ 短期入所(定員 20人):稼働率86,9% ( " ) ➡ 85%</p> <p>◆ 通所介護(定員 20人):稼働率 ➡ 80%</p> <p>◆ 訪 問 介 護:月平均訪問回数 ➡ 300回</p> <p>◆ 居宅介護支援:月平均利用者数25人(H24) ➡ 70人</p> <p>(注) 通所介護・訪問介護:H24データなし(H25開始)</p>

### ② 伊保庄園

新規・拡充の取組（再掲）
<p><b>拡</b> デイサービスセンターの定員増 （現在15人→計画期間中早期:20人）</p> <p><b>拡</b> 居住棟のリビング機能、ターミナルケア等の充実のための改修</p>

<b>【数値目標】</b>
<p>◆ 特 養(定員100人):稼働率96,6%(H21~H24の平均) ➡ 97%</p> <p>◆ 短期入所(定員 14人):稼働率41,1% ( " ) ➡ 70%</p> <p>◆ 通所介護(定員 15人):稼働率32,7%(H24) ➡ 80%</p> <p>◆ 訪 問 介 護:月平均訪問回数422回(H21~H24の平均) ➡ 450回</p> <p>◆ 居宅介護支援:月平均利用者数41人(H24) ➡ 60人</p>

### ③ オアシスはぎ園

新 規 ・ 拡 充 の 取 組 (再掲)
<b>新</b> 訪問介護ステーションを創設 <b>拡</b> 居住棟のリビング機能、ターミナルケア等の充実のための改修

<b>【数値目標】</b>
◆ 特 養(定員100人):稼働率94,2%(H21~H24の平均) ➡ 96%
◆ グループH(定員 18人):稼働率97,2% ( " ) ➡ 97%
◆ 短期入所(定員 16人):稼働率80,0% ( " ) ➡ 80%
◆ 通所介護(定員 30人):稼働率66,8% ( " ) ➡ 80%
◆ 居宅介護支援:月平均利用者数68人(H24) ➡ 70人

## 2 障害者支援施設【たちばな園・華南園】

- 障害者が、その有する能力や適性に応じて、できる限り自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、“その人らしさを大切に”の基本理念の下、利用者の人権や意思を尊重しエンパワメントの考え方に立って、満足度の向上を目指した質の高いサービスを提供するとともに、利用者の安心・安全の確保に努める。
- また、在宅の障害者(児)に対する「相談支援の充実」に向けて、平成26年度に、両施設において相談支援事業所の体制を強化する。特に、「たちばな園」については、既設建物を改修して独立した事業所を整備するとともに、新たに障害児に対する相談支援事業も開始する。  
さらに、「たちばな園」においては、「地域生活への移行」を支援するため、グループホームの創設や生活介護の定員増について検討する。
- 「華南園」の全面的な改築については、障害者福祉のニーズの変化や建物の老朽化の度合い等を踏まえ、「華の浦学園」の改築整備に続く重要プロジェクトとして位置付けることとし、今後、県や関係市と協議・調整しながら検討を進め、この計画の期間中に、改築の基本方向(障害者支援施設、グループホーム、居宅介護等)について方針決定する。

### ① たちばな園

新 規 ・ 拡 充 の 取 組 (再掲)
<b>拡</b> 特定相談支援事業所→相談支援事業所(H26) (独立事業所を整備、対象を障害児に拡大) <b>新</b> グループホームの創設及び生活介護の定員増を検討

**【数値目標】**

- ◆ 施設入所(定員60人):稼働率96.8%(H21~H24の平均) ➡ 98%
- ◆ 生活介護(定員60人):稼働率97.3% ( " ) ➡ 98%
- ◆ 短期入所(定員 4人):稼働率 1.1% ( " ) ➡ 35%
- ◆ 相談支援:月平均計画作成・モニタリング数5.77人(H24) ➡ 30人

**② 華南園**

## 新規・拡充の取組 (再掲)

- 拡** 相談支援事業所の体制強化(H26)
- 新** 改築の基本方向(障害者支援施設、グループホーム、居宅介護等)を決定

**【数値目標】**

- ◆ 施設入所(定員50人):稼働率98.1%(H21~H24の平均) ➡ 98%
- ◆ 生活介護(定員55人):稼働率97.5% ( " ) ➡ 98%
- ◆ 短期入所(定員 4人):稼働率59.5% ( " ) ➡ 70%
- ◆ 相談支援:月平均計画作成・モニタリング数9.6人(H24) ➡ 35人

**3 福祉型障害児入所施設・障害者支援施設【華の浦学園】**

- 肢体不自由を中心とする障害児(者)が、その有する能力や適性に応じて、できる限り自立した生活を営むことができるよう、“その人らしさを大切に”の基本理念の下、利用者の人権や意思を尊重しエンパワメントの考え方に立って、満足度の向上を目指した質の高いサービスを提供するとともに、利用者の安心・安全の確保に努める。
- 当園は、昭和47年の開設で老朽化が著しく、利用者の約7割が18歳以上であり居住環境は狭隘な状況にある。また、障害者支援施設としての経過措置が平成29年度末までとなっている。これらの点を総合的に勘案し、当園を全面的に改築することについて、平成25年5月の理事会で方針決定したところである。

こうした経緯を踏まえ、平成25年度に事業団内部に「華の浦学園・華南園改築等検討委員会」を設置し、改築を巡る課題や整備内容、スケジュール等について検討した結果、建設用地の制約等から「華南園」の整備とは切り離して、新「華の浦学園」(仮称)を平成28年度・29年度に福祉型障害児入所施設と障害者支援施設との併設施設として整備することとし、併せて生活介護や放課後等デイサービスセンター・児童発達支援事業所の拡充を図ることとする。

また、施設本体の整備とは別に、「地域生活への移行」を支援する観点から、グループホームの創設について検討を進める。

新規・拡充の取組 (再掲)

- 新 児・者併設施設として改築整備(H28~H29)  
障害児入所施設：定員15~20人  
障害者支援施設：定員30~35人  
\*生活介護、短期入所、放課後等デイ・児童発達支援
- 新 グループホームの創設を検討

【数値目標】

- ◆ 障害児入所・施設入所支援・短期入所(定員50人)  
稼働率87.2%(H21~H24の平均) → 88%
- ◆ 放課後等デイ・児童発達支援(定員10人)  
稼働率96.8%(H24) → 95%

#### 4 福祉型障害児入所施設【このみ園】

- 知的障害を中心とする障害児が、将来にわたって、その有する能力や適性に応じて、できる限り自立した生活を営むことができるよう、“その人らしさを大切に”の基本理念の下、一人ひとりの人格を尊重し、個々の障害特性と発達段階に合わせて、生活指導を基本とした療育訓練を行い、身辺自立等に向けた発達支援や社会参加のためのきめ細かな支援を行うとともに、児童の安心・安全の確保に努める。
- また、地域で生活している障害児やその家族を支援するため、新たに放課後等デイサービスセンター・児童発達支援事業所を平成26年7月に創設するとともに、当園の専門的機能を活用して「障害児養育等に関する相談窓口」(保育士・心理士等が対応)を設置し、保護者等からの相談に積極的に対応する。

新規・拡充の取組 (再掲)

- 新 放課後等デイサービスセンター・児童発達支援事業所を創設  
(H26.7事業開始、定員10人)

【数値目標】

- ◆ 障害児入所(定員50人):稼働率95.8%(H24) → 96%
- ◆ 短期入所(定員10人):稼働率22.8%( " ) → 50%
- ◆ 放課後等デイ・児童発達支援(定員10人) → 95%

(注) H24データなし(H26開始)

## 5 情緒障害児短期治療施設【山口県みほり学園】

- 家庭や学校及び地域において不適応行動を示す児童が、心の不安と混乱を取り除き、協調性や連帯感を培い、一人ひとりがお互いの良さを発揮し信頼し合える人間関係づくりの方法を習得し、社会適応能力を高めていくことができるよう、“その人らしさを大切に”の基本理念の下、総合環境療法（心理治療・生活指導・学校教育）を行うとともに、児童の安心・安全の確保に努める。
- 特に、虐待を受けた児童に対しては心を癒す心理治療（回復的アプローチ）を、また、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)等の発達障害児に対しては、その発達特性に合わせた心理治療を行うとともに、家族再統合プログラムやSST（ソーシャルスキルトレーニング）など、専門的アプローチの一層の充実に努める。
- 当園は、昭和47年の開設で老朽化が著しく居室棟をはじめ施設全体が狭隘であるなど、全面的な改築の必要性が高まってきていることから、できる限り早期に改築内容についての当事業団の考え方を検討・整理し、県に対して所要の働きかけを行うこととする。

## 6 児童厚生施設【山口県児童センター】

- 子どもたちが多くの仲間とふれ合う健全な遊びや多様な体験を通して心身ともに健やかに育つよう、本県における児童健全育成・子育て支援の拠点施設として、今後とも、“その人らしさを大切に”の基本理念の下、「遊ぶ」「観る」「聴く」「創る」「集う」「学ぶ」の6分野にわたる取組の充実に努めるとともに、環境整備や遊具の点検・修理を徹底するなど、利用者の安心・安全の確保に努める。
- プラネタリウム、空調設備等の全面改修について、県に対し所要の働きかけを行う。

### 【数値目標】

◆ プラネタリウム利用者数：年間17,923人(H21～H24の平均) ⇨ 22,000人

## 7 【ゆ～あいプラザ 山口県社会福祉会館】

- 本県の社会福祉関係団体の活動拠点として、今後とも、社会福祉・地域福祉の増進に貢献できるよう、会館機能の充実や研修・会議会場としての利用の増進に努める。

### 【数値目標】

◆ 会議室等の利用者数：年間19,291人(H21～H24の平均) ⇨ 20,000人

## ◎ サービス提供の基本方針

### 1 利用者本位のサービス提供

#### (1) 利用者を尊重する姿勢

##### ア 基本姿勢

サービスの提供に当たっては、常に利用者の立場に立って、利用者の意思や自己決定を尊重することを基本とし、利用者とのコミュニケーションを確保しながら、主体的な活動や日常生活の自立に向けた支援などを行うとともに、家族や関係者等に対しては、常に誠意をもって丁寧な接遇に努める。

##### イ 基本的人権への配慮

利用者一人ひとりの個性（心身の状況、年齢、趣味・特技、生活歴等）を十分理解し、基本的人権を尊重してサービスを提供するとともに、入浴や排泄のケアをはじめ様々な場面でプライバシーの保護について徹底する。

##### ウ 身体拘束廃止・虐待防止の取組

今後とも、日常的なケアの見直しを通じて「身体拘束ゼロ」に向けた取組を進めるとともに、生命保護・安全確保上、緊急やむを得ないと判断される場合にあっては、必要最小限にとどめることとする。

また、「高齢者虐待防止・養護者支援法」、「障害者虐待防止・養護者支援法」並びに当事業団の「職員行動規範」等に基づく虐待防止の取組について、全職員に対し会議や研修など様々な機会を通じて周知徹底する。

##### エ 地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の活用

「地域福祉権利擁護事業」（市町社会福祉協議会で実施：福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類等預かりサービス）や成年後見制度について啓発するとともに、必要に応じて相談や調整等を実施する。

#### (2) 利用者満足度の向上

これまで取り組んできた「利用者満足度調査」を引き続き実施し、その結果については、掲示板や利用者懇談会、家族会等の場で公表するとともに、全職員が共有し、意見・要望を踏まえたサービスの改善に努める。

なお、この調査の調査票や実施方法等については、必要に応じて見直しを行う。

#### (3) 利用者等が意見を述べやすい体制の確保

##### ア 利用者・家族からの意見・要望への対応

利用者懇談会や家族会等の場を活用することはもとより、日常のサービス提供中においても、利用者や家族からの意見・要望を積極的に聴き取るよう努める。

また、利用者等からの意見や要望については、その内容を関係職員間で共有し、所要の改善を図るなど迅速に対応するとともに、対応結果を利用者・家族にフィードバックして理解を得るよう努める。

##### イ 苦情解決の取組

利用者や家族、地域住民等からの苦情に対しては、当事業団の「福祉サービス

に関する苦情解決取扱規程」に基づき、その解決に向けて迅速かつ的確に対応するとともに、苦情受付から解決・改善までの経過や結果を記録することにより職員間で情報を共有し、サービスの向上につなげていく。

## 2 サービスの質の確保・向上

### (1) サービスの質の充実

#### ア 個別性に配慮した支援

利用者主体の個別性に配慮した支援に向けて、アセスメント能力を一層高め、一人ひとりのニーズに即したケアプランや個別支援計画を作成し、適切なサービスの提供及び充実に努める。

#### イ 健康管理

利用者一人ひとりの健康管理や栄養管理、感染症予防について徹底するなど、日常的に疾病予防対策に取り組むとともに、協力病院や嘱託医との連携を図りながら、疾病等の早期発見・早期治療に努める。

#### ウ 食事サービス

栄養ケアマネジメントにより利用者の身体状況・嗜好等を考慮しながら、個々の利用者に応じた食事サービスを提供するとともに、地産・地消の実践や旬の食材の使用など、安全で季節感のある食事の提供に努める。

#### エ 機能訓練

利用者の身体・精神機能に応じた機能訓練計画を策定し、個別又は集団で各種の機能訓練を実施する。また、新たに特養3施設に理学療法士等を計画的に配置し、訓練内容の充実に努める。

### 新規・拡充の取組 (再掲)

**新** 正規職員として理学療法士、作業療法士等を採用し特養3施設に配置

#### オ 看取り介護 (ターミナルケア)

「施設で最期を迎えたい」という利用者や家族の思いを尊重し、その意向に沿って人生の最期をその人らしく迎えられるよう、協力病院・嘱託医との連携の下、各職種が連携・協力し不安や恐怖心を緩和するなど、きめ細かい心のこもったケアに努める。

特に、「伊保庄園」及び「オアシスはぎ園」については、ハード面の充実のための改修について検討し、できるだけ早期に実施する。

### 新規・拡充の取組 (再々掲)

**拡** 【伊保庄園・オアシスはぎ園】  
ターミナルケアの充実のための改修

## カ 生活環境の向上

生活環境は利用者の生活の質を左右する重要な要素であり、必要な設備の整備や模様替え等に取り組むなど、可能な限り快適な環境の確保に努める。

特に、「伊保庄園」及び「オアシスはぎ園」については、居住棟のリビング機能の充実のための改修等について検討し、できる限り早期に実施する。

### 新規・拡充の取組 (再々掲)

【伊保庄園・オアシスはぎ園】  
居住棟のリビング機能の充実のための改修

## キ 新たなプログラムの研究・導入

利用者のニーズの変化や将来予測される新たなニーズに対応するため、既存の様々なサービスプログラム（ケア、支援、療育等）の改善に努めるとともに、全国的な研究や実践の動向も踏まえ、新たなプログラムの研究や導入に努める。

### (2) サービスの評価

#### ア 自己評価の実施

サービスの質の向上を図るためには、まずは、自らが提供しているサービスについて組織的にふり返り、必要な改善につなげることが重要であることから、全ての施設において、引き続き、必要に応じて評価項目等の見直しを行いながら、毎年1回、サービスの自己評価を実施する。

#### イ 第三者評価の取組

サービス評価の客観性を保つ上では、自己評価に加え、第三者による評価を受審することが有効であることから、今後とも、国が定めている「福祉サービスに関する第三者評価事業に関する指針」に基づき、受審が義務づけられている「山口県みほり学園」はもとより、義務づけのない他の施設（「山口県児童センターを除く）についても、3年に1回のペースで受審する。

また、評価結果については、第三者評価機関である「山口県社会福祉協議会」のホームページで公表されることから、自施設の評価結果と併せ、他施設の状況も参考にしながら、サービスの改善につなげていく。

#### 【数値目標】

◆ サービスの第三者評価の実施回数：各施設3年に1回

### (3) サービスの適切な実施のための取組

#### ア 各種業務マニュアルの充実

当事業団では、施設種別や業務内容等に応じた各種マニュアルを制定し活用しているが、関連制度の改正、組織体制の変更、利用者の状況の変化等に応じて、適宜、新たなマニュアルの制定や既存マニュアルの内容の見直しを行う。



また、各施設で独自に制定しているマニュアルのうち、業務内容が同一のものについては、必要に応じて関係施設間で協議・調整し、可能な限りマニュアルの統一化を進めていく。

#### イ サービス実施計画の策定・実施

各職種が連携・協働して的確なアセスメントを行い、利用者一人ひとりの個別性に配慮したケアプランや個別支援計画を策定し、適切にサービスを提供していく。

#### ウ サービス関連情報の共有化

ケアプランや個別支援計画、サービスの実施記録等については、平成25年度にバージョンアップを図った支援ソフト(絆)を活用して作成し、関係職員による情報の共有を徹底することにより、サービスの均質化や質の向上を図る。

### 3 利用者の安全確保とリスク対策

#### (1) 利用者の安全確保

##### ア 事故、感染症等に係るリスクマネジメントの推進

利用者の安全を確保する上で、事故や感染症等は最大限の注意を払って回避すべきものであり、リスクマネジメントの観点に立って、各種マニュアルに基づき適切な対応を図ることとする。

介護事故等の防止に向けては、引き続き、サービス提供の各場面におけるヒヤリハット事例について、SHELLモデルを活用した要因分析を行い、リスク軽減の措置を講じるなど、きめ細かな対応を図る。

また、感染症については、常にその発生動向等に関する情報収集に努め、必要な予防対策を実施するとともに、感染症の発生時においては、関係行政機関の指導や嘱託医の指示等を踏まえ、適切な蔓延防止対策を実施する。

※ SHELLとは何の略？

S : Software (ソフトウェア)    H : Hardware (ハードウェア)、  
E : Environment (環境)        L : Liveware (当事者以外の人)  
L : Liveware (当事者)

#### 新規・拡充の取組 (再掲)

☐ 「インフルエンザ感染予防・対策マニュアル」等の見直し

#### イ 食品の安全確保、衛生管理の徹底

平素から食品の安全に関する情報を収集し、食材の購入に当たっては、取引業者に安全確認を要請するとともに、検収時に産地や賞味期限等をチェックするなど、食品の安全確保に万全を期すこととする。

また、食材、厨房、居室等や調理従事者(委託の場合、当該業者と連携)の衛生管理を徹底することにより、食中毒や感染症の予防を図る。

ウ 施設・設備の点検及び修繕等の実施

施設内外のリスクの高い箇所の点検を定期的に行うとともに、腐食劣化等が懸念される設備や多用される設備等については日常の点検を徹底する。

点検の結果、建物や設備等に異常を発見した場合には、利用者の安全の確保を図るため、速やかに修繕等を行う。

(2) 危機管理

ア 災害（火災、台風、地震等）等に係る対策の充実

全ての施設において、消防・防災訓練や災害の種類に応じた避難訓練を継続実施するとともに、「消防・防災計画」については、随時、必要に応じた見直しを行う。

また、各施設別の事業継続計画の策定や、各地域での相互応援協定の締結に取り組むとともに、非常災害等に際しては、「事業団施設間相互支援実施要領」に基づき、迅速かつ的確な対応を図る。

新規・拡充の取組 (再掲)

**新** 各施設別の事業継続計画（BCP）の策定

**拡** 各地域での災害時等における相互応援協定の締結

イ 不審者対応の徹底

今後とも、各施設の実情に応じて、「不審者対応マニュアル」に基づく訓練や侵入検知センサーの設置など非常時に備えた取組を実施するとともに、不審者情報を察知した場合には、職員間で情報を共有し、利用者の安全確保を第一に、警察署等と連携して的確な対応を図ることとする。

## Ⅲ 地域とともに歩む施設づくり

当事業団の基本目標である「地域とともに歩む施設づくり」を推進するため、「地域福祉の拠点としての役割の発揮」、「地域交流・施設開放の推進」を掲げ、地域に貢献し地域から信頼される施設を目指した取組を進める。

### 1 地域福祉の拠点としての役割の発揮

#### (1) 関係機関・団体等とのネットワークづくり

各施設がそれぞれの地域において福祉の拠点としての役割を発揮していくためには、地域内のネットワークの形成が不可欠である。

このため、引き続き、県の健康福祉センター・児童相談所、市町、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会等と、各種会議や日常的な情報交換等を通じて緊密な連携を図り、より質の高いサービスの提供に努めるとともに、協働して地域福祉の課題の解決に取り組むこととする。

#### (2) ニーズの変化に対応した在宅サービスの拡充

各地域において高齢者、障害者(児)等の福祉の向上に一層貢献できるよう、ニーズの変化を踏まえ、各種在宅サービスの拡充を図る。

具体的には、特養3施設において、いわゆる在宅福祉三本柱やグループホーム等を完備する体制づくりの取組を進める。また、障害者(児)関係4施設においては、「地域生活への移行」を支援するグループホームの整備や、放課後等デイサービス及び相談支援事業の拡充等に取り組む。 ※ P5～P6及びP14～P18参照

#### (3) セーフティネット機能の発揮

高齢者や障害者(児)の緊急・困難ケースについて、ショートステイ等により可能な限り受け入れるなど、関係機関や関係施設等との連携の下、地域におけるセーフティネット機能を積極的に発揮していく。

また、特養3施設においては、社会福祉法人の使命として、今後とも、生計困難者等に対する利用者負担の軽減制度に取り組む。

#### (4) 地域貢献活動の積極的展開

社会福祉法人としての公益性を一層発揮するため、各施設が有する人的・物的機能を活用し、施設自ら又は地域の団体等と連携して、様々な地域貢献活動を積極的に展開していくこととする。

具体的には、特別養護老人ホーム及び障害者(児)関係施設で配食サービスを実施するとともに、「このみ園」では新たに「障害児養育等に関する相談窓口」を設置する。

また、全ての施設において、原則として毎年度、「プラスワンの精神」で創意・工夫しながら、「地域の高齢者福祉の増進」、「障害者に対する理解の促進」、「青少年の福祉教育の推進」等の分野から一つ以上地域貢献の取組を展開していく。

### 新規・拡充の取組

**拡** 配食サービスの実施【特養3施設、障害4施設】

- ・地域の独居高齢者や障害者等を対象に提供

**新** 障害児養育等に関する相談窓口の設置【このみ園】

- ・保育士、心理士等による相談窓口（週1回程度）

**拡** 「地域貢献プラスワンの取組」の実施【全施設】

- ・地域の高齢者福祉の増進に関するもの（地域住民対象の介護講習会など）
- ・障害者に対する理解の促進に関するもの（地域住民との交流イベントなど）
- ・青少年の福祉教育の推進に関するもの（中・高校生対象の職場体験など）

**【数値目標】**

- ◆ 「地域貢献プラスワンの取組」の数：各施設毎年度一つ以上

#### (5) 災害時要援護者に対する支援

各施設においては、平成25年6月に改正・施行された「災害対策基本法」を踏まえ、非常災害時に災害時要援護者の避難所（福祉避難所）として地域貢献できるよう、市町から指定に関する申し出があった場合、入所者の処遇に支障が生じないように配慮することについて市町等と意見調整しながら、施設の建物や設備の現状等を踏まえ、協定書の締結に向けて積極的に対応することとする。

### 新規・拡充の取組

**拡** 非常災害時における要援護者支援の充実【全施設】

- ・「福祉避難所」等の指定に関する市町からの申し出への積極的対応

## 2 地域交流・施設開放の推進

#### (1) 地域との相互交流機会の拡大

地域との交流は、利用者の活動範囲を広げQOLを高める上で、また、地域の人々に施設や利用者に対する理解を深めていただく上からも極めて有意義である。

このため、地域社会の一員として地域での行事やイベント等に積極的に参画するとともに、地域の人々に施設の行事やボランティア活動に参加してもらうなど、施設と地域の相互交流の機会を拡大する取組を進める。

#### (2) ボランティアの積極的な受入れ

広報誌等による新規ボランティアの募集、ボランティア研修会の開催などの取組に加え、今後は、市町のボランティアセンターや「山口県高校生ボランティアバンク」（H25開始）等との連携を密にし、多様なボランティアの受入れを一層推進する。

新規・拡充の取組
----------

☒ 市町のボランティアセンター等との連携強化による受入れの推進【全施設】
--------------------------------------

(3) 施設・設備や専門的機能の開放

施設開放の一環として、地域住民等からの要請に応じ、本来のサービスの提供に支障のない範囲で、地域交流室や会議室、設備・備品等の貸出しを行う。

また、これまでも、地域で開催される福祉や介護に関する講習会、研修会等に専門職員を派遣してきているところであり、今後は更に、地域との連携やPR活動を強化し、こうした取組の一層の拡充を図る。

新規・拡充の取組
----------

☒ 地域交流室や会議室、設備・備品等の貸出し【全施設】
-----------------------------

☒ 地域で開催される講習会・研修会等に専門職員を派遣【全施設】
---------------------------------

(4) 地域でのボランティア活動の実施

地元自治会や社会福祉協議会、社会福祉施設等との連携の下、地域の清掃や花壇づくり等の環境美化活動、地域イベントに対する人的支援、音楽活動による他施設との交流など、利用者や入所児童、施設職員によるボランティア活動の活発な展開を促進する。

新規・拡充の取組
----------

☒ 利用者等による地域でのボランティア活動の促進【全施設】
-------------------------------